

関与先 企業様

行政書士 池根事務所

所長・行政書士 池根 均

TEL(098)989-9522 FAX(098)989-9533

〒904-2243 うるま市字宮里 868-8

経営事項審査（経審）の改正について

～ 令和3年4月以降の申請から適用開始 ～

皆様、いつもお世話になり、ありがとうございます。

経営事項審査（経審）の改正があり、令和3年4月以降申請分から適用されます。

主な内容は下記の通り（3点）

- ① 技術職員数（Z1）に係る改正（1級技士補）※新設
- ② 建設業の経理の状況（W5）に係る改正
- ③ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に係る審査項目（W10）※新設

具体的には下記の通り

① 監理技術者補佐

1級技術者（監理技術者）・・・5点（監理技術者講習の受講者・・・6点）

1級技士補（監理技術者補佐）・・・4点 ※新設

2級技術者（主任技術者）・・・2点

② 1級、2級経理事務士の評価（配点に変更はありません）

現行=>1級又は2級の経理事務士を合格していれば加点

改正=>1級又は2級の経理事務士が登録講習を受けている場合に加点

※登録講習実施機関：一般財団法人建設業振興基金

※経過措置として、

令和5年3月末までの間は、登録講習受講の有無にかかわらず、全ての1級、2級合格者が引き続き経審上、評価対象（加点）となりますが、余裕を持って、早いうちに登録講習を受けておくことをお勧めします。

③ 「技術者のCPD単位」と「技能者の建設キャリアアップシステム」に加点 ※新設

・技術者＝審査基準日以前1年以内に取得したCPD単位の平均値により評価

・技能者＝審査基準日以前3年間にレベルアップした者の割合により評価

※評価についての計算式は複雑ですので省略します。

※CPDの受講など、計画的に取り組む必要があります。